

制度についてのQ&A

避難行動要支援者登録制度について寄せられる質問を紹介!

Q 登録申請書は返信しないといけないの?

A ご家庭などに届いた「登録申請書」は必ず返信してください。災害発生時に避難支援を受けられるよう、個人情報提供への同意を「登録申請書」でお願いしています。
※同意されない場合、災害時の迅速な支援が困難になる可能性があります。

Q 代理の人が記入しても大丈夫?

A 代理の人でも大丈夫です。本人の意思で、家族だけでなく、ケアマネージャー等の方が本人の代わりに記入していただいて構いません。

Q 登録申請書に同意をすれば必ず避難支援してもらえるの?

A 同意することで、災害時に支援を受ける可能性は高まりますが、災害発生直後には避難支援者の方々も被災している場合がありますので、必ず避難支援が受けられるとは限りません。平常時からご家族や、ご近所の方々にいざというときの支援をお願いしておくなど、ご自身でも災害に対する備えを心がけてください。

Q 個人情報の管理は安全?

A 登録された個人情報は、役場などの行政組織や避難支援組織において適正に管理し、同意していただいた方の安否確認や避難支援以外の目的には使用しません。

Q 避難行動要支援者の対象じゃないけど、地域に“支援が必要と思われる方”がいた場合はどうすればいいの?

A 地域でそのような方を把握した場合は、下記の連絡先までご連絡をお願いします。町からご本人に対して登録申請の意思を確認する手続きを行います。

問い合わせ先

福智町役場
防災管財課 防災危機管理係 ☎22-7771

福智町役場
福祉課 ☎22-7762

災害に備えよう!

福智町 避難行動要支援者登録制度

平成23年3月に発生した東日本大震災では多くの高齢者や障がい者の方々、また民生委員などの支援者が犠牲となりました。この教訓を踏まえ、国は平成25年6月に災害対策基本法を改正。高齢者や障がい者など災害時に自ら避難することが困難な「避難行動要支援者」の名簿作成が市町村に義務付けられ、本人の同意を得た上で平常時から地域での支援者となる民生委員や自主防災組織等の各団体（避難支援等関係者）に名簿情報を提供しています。

福智町でも、地域防災計画の修正・ハザードマップの改定に合わせ、避難行動要支援者の名簿登録制度を施行しています。今後は名簿を活用し、地域が主体となって要支援者一人ひとりの避難方法を定めるなど、地域と連携した災害時の避難支援体制を整備していきます。

避難 場所



福智町

避難行動要支援者登録制度のイメージ図

登録した要支援者名簿を災害時や平常時、どのように活用するのか？フローチャートでご紹介！

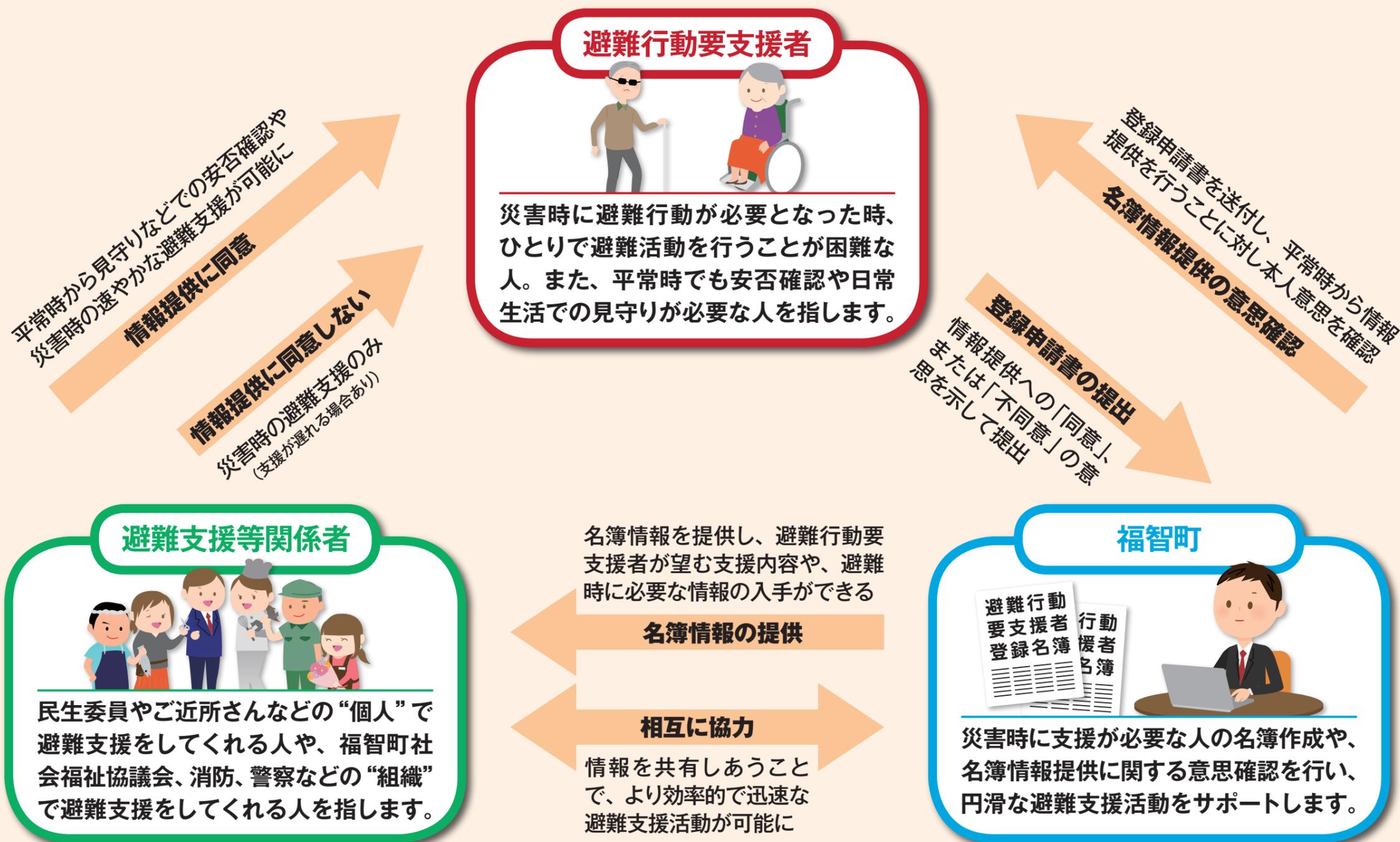
避難行動要支援者とは

平成25年6月の災害対策基本法の改正から使われるようになった言葉で、高齢者、障害者、乳幼児、妊婦、傷病者、日本語が不自由な外国人といった、災害時に自力で避難することが困難な人のことを指します。

具体的な対象者

避難行動要支援者名簿には、避難支援が必要になる可能性が高い、次の①から⑤の人を掲載します

- ⑤ の人を掲載します
- ① 要介護認定3～5を受けている人
- ② 身体障害者手帳1・2級を所持する人
- ③ 療育手帳A1を所持する人
- ④ 精神障害者保健福祉手帳1級を所持する人
- ⑤ 上記以外で特に支援の必要がある人



<制度の目的>

災害時に避難支援を必要とする人の生命と身体を守るためには、行政の力だけでは不十分で、何より地域の方の協力が不可欠です。まち全体で要支援者を見守り、支え合いながら地域の輪も広げ、安全で安心なまちづくりを進めていくことを目的としています。